

# 平成23年度予算編成方針

能美市財務規則（平成17年2月1日規則第32号）第7条の規定により、予算編成方針を次のとおり定める。

平成22年10月26日

総務部長

## 1 基本方針

長引く景気低迷と同時に最近の円高・株安が、企業収益の減収傾向を一段と助長し、市民生活においても景況感の冷え込みや雇用不安が常態化してきている。

このような状況下において、合併時の行政課題であった行財政改革に関し、昨年度来から、全庁的に取り組んできている、いわゆる4点セットの行政命題にも一定の方向性が示される中、真の合併効果を実感できるように、更なる改革実施に向けての努力が必要な年度である。

国内外の政治・社会経済情勢が混沌とする中、国政では与野党のねじれ状態が続き、主要施策の実施や制度改正の成否が予断を許さない情勢であり、先行き不透明感が増大する中で、来年度予算編成作業となるが、合併7年目を迎えるにあたり、合併効果をより確かなものとし、市勢の更なる進展を図るためにも、不退転の決意で行財政改革に取り組んでいくことが喫緊の最重要課題と考えるものである。

各部局では、予算要求に際しては、費用対効果を含めた行政評価の面、さらには適正な行政サービス水準や受益者負担のあり方について真摯に検討されることを望むものである。

## 2 予算要求にあたっての規律

- ・ 予算総額は190億円台を目標とし、事業費歳出ベースで、最重点施策推進枠を24億円、重点施策推進枠を53億円をそれぞれ限度額とする。
- ・ 新たに職員政策提案推進枠を設け、5千万円を限度額とする。
- ・ 歳入見込みが厳しい中、今後の財政需要を考慮し、歳出ベースでは、経常経費・政策経費ともに歳入に合わせて最適化した要求とすること。
- ・ 本年度の予算編成における政策課題は、各部局内で方向性を出し、財政担当課と協議を済ませておくこと。
- ・ 起債の発行については、プライマリーバランスの黒字化を念頭において行うこと。
- ・ 中長期事業計画に掲載されていない重点事業は原則として予算要求を認めない。
- ・ 補正予算は、制度改正、災害関連経費などやむを得ないもの、又は、当初予算編成の中で協議したもの以外は行わないので留意すること。

## 3 その他

- ・ 国県の各種制度改正や新規財政需要の増加等がないか、常にその動向を注視し、新規の情報は、速やかに企画財政課に報告・連絡・相談すること。
- ・ 雇用対策・緊急経済対策など迅速な対応を必要とする事業については、平成23年度を待つことなく着実に推進する。